

枚方市条例第 12 号

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

枚方市立学校給食共同調理場設置条例（昭和41年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

枚方市立長尾学校給食共同調理場	枚方市長尾北町3丁目3番2号
-----------------	----------------

を

」

「

枚方市立長尾学校給食共同調理場	枚方市長尾北町3丁目3番2号
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場	枚方市星丘4丁目31番1号
枚方市立春日学校給食共同調理場	枚方市高田2丁目15番10号

に改める。

」

附 則 [令和元年6月25日公布]

この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定（枚方市立春日学校給食共同調理場に係る部分に限る。）は、令和2年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。